正社員及び契約社員雇用契約書

被雇用者・氏　名　(以下「甲」という)と雇用者・株式会社シーテク(以下「乙」という)とは下記の通り雇用契約を締結する。

尚、本契約を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

1.被雇用者　　　　　　氏　名

2.身分　　　　　　　　　乙は甲をシステム開発部PG/SE(正社員)として雇用する。

3.契約期間　　　　　　平成29年4月1日から平成30年3月31日(約1年間)とする。

契約期間は、甲乙いずれかからの申し出が無い限り、自動延長するものとする。

補足１）

乙は契約期間を自動しない場合には、

期間切れまでに１ヶ月前に甲に知らせる義務がある。

補足２）

甲は契約期間を自動延長しない、もしくは契約期間中他社に移す場合には、

甲は退社までに１ヶ月間の退職届が絶対必要とする。

補足３）

甲は契約期間中他社に移す場合には、

甲は乙に対して損害賠償が生じることがあります。

箇条16番「損害賠償」が該当する。

4.就業場所　　　　　　東京都中央区築地7－10－8　SEAビル

株式会社シーテク　社内または会社が指定した場所

5.業務内容　　　　　　ソフトウェア開発及び保守業務

6.就業時間　　　　　　9:00～18:00

7.休憩時間　　　　　　12:00～13:00

8.休日 日本国法律に基づき、クライアント先のカレンダーに従って、

土曜、日曜、国民祝日など。

9.賃金　　　　　　　 1) 甲の年間給与額は年俸制で予め契約を結ぶものとする。

2) 年俸の構成は以下のものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　①基本給(年額)+②職能給(年額)+③役付手当(年額)

3) 年俸賃金には得意先指定した作業時間範囲内の相当額を含むものとする。

4) 例：甲の年俸をｘｘｘ万円とし、基本給=ｘｘ万円、勤務手当=ｘｘ万円

　　　　　　　　　　　　　　 (（①＋②）\*12)を支給する。

5) 賃金の計算期間は、当月1日より当月末日迄を1ヶ月として計算し、

翌月の15日を支払日として、乙は甲の指定口座に振込むものとする。

但し、支払日が休日の場合は、その前日とする。

6) 待機費用基本給を支給する。

7) ボーナスは基準的になしとする。

10.通勤費 乙は甲に毎月定期代相当額(非課税限度額)を支給する。

11.試用期間　　　 なしとする。

12.社会保険料　　 雇用保険と労災保険を付き、年金と社会健康保険を付かない。

13.昇　給　　　　 1年毎の考査期間に、乙は甲の賃金の見直しを行い、正当な評価基準で昇給を実施する。ただし、就職した2年後、毎１年間の単位、乙は評価基準で甲をレビューにて昇給を実施する。

14.賞　与　　　　 基準的になしとする。

15.超過控除　　　 取引先の作業時間とあわせる。基準作業時間の範囲内で働く。

　　　　　　　　　超過勤務に対しては、基本給を精算基準の上限で除した額を1時間当たりの手当として支給する。

　　　　　　　　　控除勤務に対しては、基本給を精算基準の下限で除した額を1時間当たりの手当として支給する。

16.損害賠償　　　甲は契約期間内で退職が禁じること

甲は退職後の一年間は派遣先に雇用されないこと

 　 甲は退職後の一年間は同じ現場で働くことが禁じること

　　　　　　　　 甲が上述の各条項に違反し、乙に損害を与えた場合、甲は乙に１ヶ月給料額を弁償する。ただし、甲はプロジェクト期間中での退社は、乙に2ヶ月給料額を弁償する。

17.その他　　　　 本契約に定めの無い事項に関しては、乙の就業規則に準ずる。

　　　　　　　　　又は本契約期間内に発生する問題は、甲乙誠意を以って協議の上これを解決するものとする。

　令和　4年　2月　1日

　　　　　　　　　　　甲 (住所)

 (氏名)

　　　　　　　　　　　乙 (住所) 　　東京都中央区築地7－10－8　SEAビル

 　　 株式会社シーテク

 代表取締役社長　　倪　大海